

富山県民福祉条例

施設整備マニュアル

改訂2版

みんなでつくろう

ひとにやさしいまちづくり



富山県

改訂にあたって

富山県民福祉条例が平成8年9月に制定、平成10年4月に施行され、以来10年が経過しました。条例の趣旨も多くの県民の皆様にご理解いただき、平成18年度末までに、約1,600件の届出や約750件の適合証の交付が行われました。条例の施行を通して、建築物等の施設整備のバリアフリー化の意識が着実に定着、向上してきたものと考えられます。

国においては、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称「ハートビル法」）が、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）が制定され、平成18年に両法を統合して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー法」）が制定されました。

福祉条例についても、法改正に関連して平成16年及び平成19年に条例、規則を改正し、対象施設の範囲拡大や届出制度の合理化等を行ってきました。

今回の改訂は、その平成19年の条例等改正に合わせて、加筆修正などを行なったものです。

今後とも、高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設整備が行われ、福祉のまちづくりが促進されるよう県民の皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

平成21年3月

はじめに

近年、我が国はどの国も経験したことのない速さで高齢社会に移行しつつあり、21世紀には国民の4人に1人が65才以上になることが予想されています。このような高齢化・少子化の急速な進行や核家族化の進展等に伴い、県民の福祉に対するニーズは、ますます高度化・多様化しています。

こうしたなか、高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくような「在宅福祉の充実強化」、障害者等の「自立と社会参加の促進」や児童の健全育成を図るうえでの「子供を産み育てやすい環境づくり」、さらには福祉と保健・医療との連携の強化による「サービスの総合化の推進」などが大きな課題となっています。

このような福祉全般にわたる課題に対応するため、県においては、平成8年9月に、今後の福祉に関する施策の基本的方向を明確にし、その総合的かつ計画的な推進を図ることにより、「しあわせに生きる福祉社会の実現」を目指す「富山県民福祉条例」を制定しました。

今後、この条例に定める「人づくり」「ネットワークづくり」「まちづくり」の3つの施策の基本方針に基づき、福祉を支える人材の養成・確保、福祉施設の整備や在宅福祉の充実、さらには生活関連施設の整備促進などソフト・ハード両面にわたるさまざまな福祉施策を推進し、しあわせに生きる福祉社会の実現に取り組んでいくこととしています。

条例では、高齢者、障害者等が地域社会で自立した生活を送り、自由な社会参加が可能な社会にしていくために、多くの人が利用する建築物、公共交通機関の施設、道路、公園について施設の構造及び設備についての整備基準を定め、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう整備を進めていくことを規定しています。

このマニュアルは、施設を提供する事業者や設計者をはじめ県民のみなさんに、条例に規定されている整備基準の内容について理解を深めていただき、高齢者、障害者等が利用しやすい施設の整備について協力をお願いするものです。

富山県民福祉条例の趣旨にご理解をいただき、少子・高齢社会への対応や高齢者、障害者等の自立と社会参加が促進されるよう県民の皆様のご協力をお願いいたします。

平成9年11月

目 次

はじめに

第1部 富山県民福祉条例の概要

1	富山県民福祉条例制定の趣旨、経過等	2
2	条例の概要	6
3	対象施設	8
4	整備基準	10
5	手続き	12
6	生活関連施設別整備基準適用一覧表	14

第2部 施設整備マニュアル

1	施設整備マニュアルの見方	22
2	寸法の基本的考え方	23
3	高齢者、障害者等の身体的特性及び施設整備における配慮事項	30
4	生活関連施設の整備基準と解説	32

建築物

[1]	移動等円滑化経路	32
[2]	出入口	34
[3]	廊下等（廊下その他これに類するもの）	40
[4]	傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するもの）	44
[5]	エレベーター等	46
[6]	敷地内の通路	50
[7]	階段	54
[8]	便所	58
[9]	客室等（客室及び寝室）	64
[10]	客席	68
[11]	案内表示	72
[12]	駐車場	76
[13]	案内設備までの経路	80
[14]	洗面所	82
[15]	浴室・シャワー室	84
[16]	授乳場所	86
[17]	公衆電話	88
[18]	カウンター・記載台	90
[19]	自動販売機・水飲器・ポスト	92
[20]	現金自動預払機・券売機	94

共通事項

[1] 線状ブロック等及び点状ブロック等	96
[2] 手すり	98
[3] コンセント・スイッチ類	100
[4] 緊急時の設備	102
[5] 滑りにくい床材	104

公共交通機関の施設

[1] 改札口	106
[2] 通路	108
[3] 階段	110
[4] エレベーター	110
[5] 便所	112
[6] 案内表示	114
[7] 乗降場	116

道路

[1] 歩道	118
[2] 立体横断施設	122

公園

[1] 出入口	124
[2] 園路	126
[3] 案内表示	128
[4] 駐車場	128

第3部 関連指針

1 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について	132
2 社団法人日本エレベーター協会標準	134
[1] 車いす兼用エレベーターに関する標準	134
[2] 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準	141

第4部 条例及び関係法令

1 富山県民福祉条例	148
2 富山県民福祉条例の一部の施行期日を定める規則	156
3 富山県民福祉条例施行規則	157
4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） の概要	199
5 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を 定める件（抜粋）	205
問い合わせ先一覧	207
参考文献	208
索引	209

第 1 部

富山県民福祉条例の概要



1 富山県民福祉条例制定の趣旨、経過等

(1) 富山県民福祉条例の趣旨

県民の福祉に対するニーズは、ますます高度化・多様化しています。そんな要望に応え、少子・高齢社会への対応や高齢者、障害者等の自立と社会参加を積極的に進めいくため、「富山県民福祉条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

県では、この条例に定める「人づくり」「ネットワークづくり」「まちづくり」の3つの施策の基本方針に基づき、さまざまな福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、みんなで考え参加する福祉社会づくりに取り組んでいきます。

(2) 条例制定に至る経過

ア 富山県社会福祉審議会への諮問及び同審議会からの答申

平成8年2月、知事は富山県社会福祉審議会に対し、しあわせに生きる福祉社会の実現に向けて「県民の福祉に関する総合的な条例」の策定に関し諮問しました。

同審議会では、福祉条例専門分科会を設け平成8年2月から8月にかけ審議を行いました。

平成8年8月知事に対し「富山県民福祉条例（仮称）に関する提言～しあわせに生きる福祉社会をめざして～」の答申がなされました。

イ 条例の制定

答申に基づき条例案が作成され、平成8年9月27日「富山県民福祉条例」が制定され、施行（第4章を除く。）されました。

ウ 富山県民福祉条例整備基準等検討委員会における審議等

平成8年12月に富山県民福祉条例整備基準等検討委員会を設け、生活関連施設及び特定生活関連施設の範囲ならびに整備基準の設定について検討を行いました。

平成9年6月同検討委員会から「富山県民福祉条例に基づく生活関連施設、特定生活関連施設及び整備基準の設定について」の報告がされました。

エ 施行規則の制定

報告に基づき規則案が作成され、平成9年8月1日「富山県民福祉条例施行規則」が公布されました。

オ 条例第4章の施行

平成10年4月1日「富山県民福祉条例第4章」が施行されました。

(3) 法律との関係

平成18年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を

利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」が制定されました。

本条例は、基準の項目や用語の使い方など、基本的にバリアフリー法と整合を取るように基準を策定しています。特に、建築物の基準については、バリアフリー法に合わせて構成し、法と共に共通の項目、条例独自の項目が分かりやすいようにしています。

そして、施設設置者の負担を軽くするため、バリアフリー法で遵守義務の対象となっている施設については、条例の届出において、共通の項目について記載を省略できることとしています。ただし、法で規定していない内容（雪への配慮事項、溝蓋、客席等の配置等）については、届出が必要となります。

また、対象とする建築物の範囲や、基準の項目について、バリアフリー法の範囲を全てカバーしつつ、更に条例独自の対象施設や項目を設定することにより、更なるバリアフリー化を促進し、より良いまちづくりにつながることを期待しています。

(4) 富山県住みよい福祉のまちづくり整備指針の発展的解消

県では、平成5年2月に「富山県住みよい福祉のまちづくり整備指針」を制定しました。この指針は、障害者や高齢者などを含めたすべての県民が安全かつ快適に行動しやすい総合的に配慮された生活環境を創出するために、施設整備のための技術的標準を定め、住みよい生活環境の整備を図ることを目的としています。

しかし、新たに富山県民福祉条例に基づく整備基準の設定を行った機会に、現行整備指針は発展的に解消し、整備指針で設定された各種事項のうち必要なものについては、この整備マニュアルにおいて、計画・設計にあたって配慮すべき事項として、引き続き周知を図っていくことにします。

(5) 条例の改正

①平成15年4月のハートビル法改正に伴い、県では平成16年に条例の整備基準等を改正しました（平成16年10月1日施行）。

・対象施設の拡大

対象施設を従来の「不特定かつ多数の者が利用する施設」から「多数の者が利用する施設」に拡大しました。具体的には、事務所、工場等を追加しています。

・ハートビル法で遵守義務化された基準との関係の整理

ハートビル法で守らなければならない基準と同じ内容の基準については、条例の届出において省略できることにしました。ただし、ハートビル法で規定していない内容（雪への配慮事項、溝蓋、案内標識、客席等の配置等）について

は、届出が必要となります。

②平成 18 年のバリアフリー法の制定に伴い、平成 19 年に条例の整備基準等を改正しました（平成 19 年 6 月 20 日施行）。

・**高齢者、障害者等に配慮した便所の整備基準の改正**

オストメイトに対応した水洗器具の設置、案内設備の設置の義務化等の改正をしました。

③平成 19 年に条例の整備基準等を改正しました。

・**高齢者、障害者に配慮した避難誘導設備基準等の改正**

消防法施行規則に合わせた誘導灯の設置等について改正しました（平成 20 年 4 月 1 日施行）。

・**建築物の生活関連施設の改正**

建築物の生活関連施設に公共用歩廊が加わりました。また、客室及び寝室の整備項目の対象となるホテル又は旅館として、客室の総数が 50 以上であるものを追加しました（平成 20 年 10 月 1 日施行）

2 条例の概要

(1) 条例の体系

第1章 総則（第1条～第8条）

目的／定義／基本理念／県、市町村及び事業者の責務／県民の役割／推進体制の整備

第2章 福祉に関する施策の基本方針等（第9条～第12条）

施策の基本方針／施策の実施にあたっての配慮事項／基本計画及び個別計画の策定

第3章 福祉に関する施策の推進（第13条～第25条）

県民の意識の高揚／福祉人材の養成等／ボランティア活動の支援／
多様な福祉サービスの提供体制の整備等／相談体制の整備／
情報の提供等／健康の保持増進及び介護の支援等／児童の育成／
障害者教育の充実／就労の機会の確保／文化活動等の機会の確保等／
安全な生活の確保／福祉に関する産業の振興等

第4章 生活関連施設等の整備等

第1節 生活関連施設の整備等（第26条～第31条）

整備基準及びその遵守／既存生活関連施設の整備／維持保全／
適合証の交付／介助等の措置

第2節 特定生活関連施設の整備等（第32条～第40条）

特定生活関連施設の新築等の届出／指導及び助言／工事完了の届出／完了検査／
勧告／公表／既存特定生活関連施設の整備／報告及び立入調査／国等に関する特例

第3節 住宅及び公共車両等の整備（第41条・第42条）

住宅の整備／公共車両等の整備

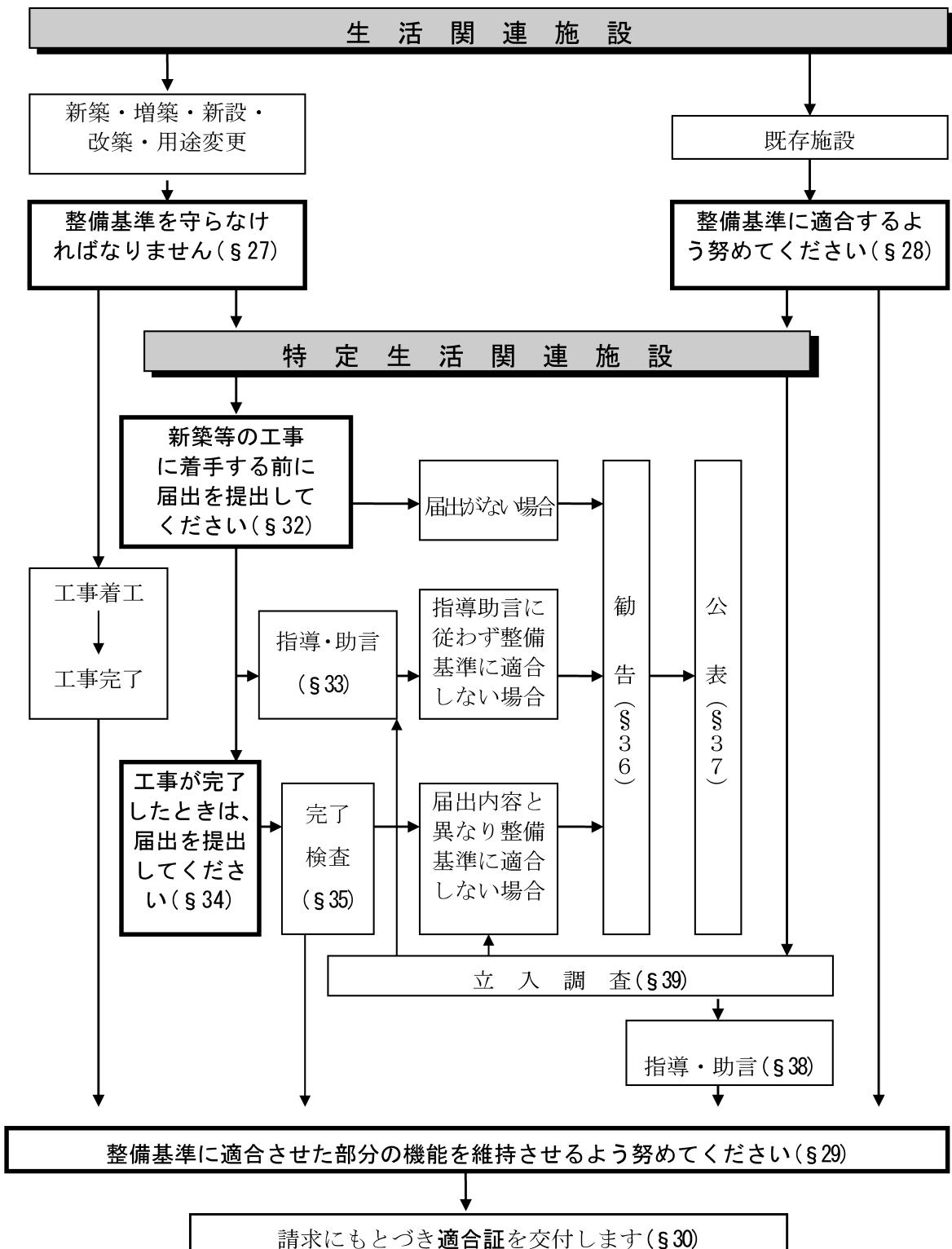
第5章 財政措置等（第43条～第46条）

財政上の措置／市町村及び社会福祉法人等に対する援助／顕彰／規則への委任

この条例は、平成8年9月27日から施行（第4章は平成10年4月1日から施行）されました。また、法改正を受けて、条例等の一部改正を行いました。
(平成16年10月1日、平成19年6月20日、平成20年4月1日、平成20年10月1日施行)

この整備マニュアルは、条例中の「第4章 生活関連施設等の整備等」に関わる内容を解説するものです。

(2) 生活関連施設整備フロー



注1 「§27」は条例第27条をいう

注2 生活関連施設、特定生活関連施設 P7, 8 参照

注3 条例本文 P146 参照

3 対象施設

(1) 生活関連施設

生活関連施設とは、病院、劇場、百貨店、ホテル、飲食店、工場等の建築物、公共交通機関の施設、道路、公園その他の多数の者の利用に供する施設で次ページの表の、生活関連施設の欄に掲げる施設をいいます。

生活関連施設については、新築、新設、増築、改築、用途変更をしようとする場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備の整備に関する整備基準を守らなければなりません。

(2) 特定生活関連施設

特定生活関連施設とは、生活関連施設のうちで次ページの表の、特定生活関連施設の欄に掲げる一定の種類及び規模のものをいいます。特定生活関連施設の新築、新設、増築、改築及び用途変更をしようとする場合は事前に届出を提出し、工事が完了した場合は、工事完了の届出をしなければなりません。

また、知事は必要があると認めるときは、特定生活関連施設の設置者等に対し、必要な報告を求め、あるいは、既存の特定生活関連施設に対し必要な指導・助言を行うことができます。

特定生活関連施設の規模等は、次の要件により定められています。

- ①高齢者、障害者等の利用に特に配慮を要する施設・・・・・・・すべてのもの
- ②公共性が高い施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・すべてのもの
- ③上記①、②以外の施設・・・・・・・・・・・・・・・用途毎に定める規模による

(3) 用途面積

用途面積とは、バックヤードや事務所等の部分も含む当該用途に供する部分の床面積の合計をいい、増築、改築又は用途変更の場合にあっては当該増築、改築又は用途変更に係る部分の面積をいいます。

(4) 対象施設

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
建築物	集会場、公会堂、公民館	すべてのもの
	社会福祉施設(老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、老人保健施設 等)	
	博物館、美術館、図書館	
	鉄道等の駅、空港・船舶の乗降又は待合の用に供するもの	
	公衆便所	
	官公庁舎、ガス事業者、電気事業者、電気通信事業者の店舗	
	学校	
	地下街	
	病院又は診療所	患者の入院施設を有するもの
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール 等	用途面積が 300 m ² を超えるもの
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行等のサービス業の店舗	
	学習塾、華道教室、囲碁教室 等	
	卸売市場、百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗	用途面積が 500 m ² を超えるもの
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	用途面積が 1,000 m ² を超えるもの
	展示場	
	ホテル、旅館	
	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場(マージャン屋、パチンコ屋等)等	
	公衆浴場	
	自動車教習所	
	自動車の停留又は駐車のための施設	
公共交通機関の施設	その他の複合施設	用途面積が 3,000 m ² を超えるもの
	事務所	
	工場	1 棟について 50 戸(室)を超えるもの
	共同住宅、寄宿舎、下宿	
公共交通機関の施設	鉄道の駅、軌道の停留所、港湾旅客施設、空港旅客施設で建築物以外の部分	すべてのもの
道路	国道、県道、市町村道	
公園	都市公園、児童遊園、遊園地、動物園、植物園	

4 整備基準

(1) 整備基準の基本的考え方

生活関連施設を、建築物、公共交通機関の施設、道路、公園の4施設に区分し、それぞれの施設について、高齢者、障害者等で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受ける者が、生活関連施設に「到達し」、「利用する」の2点を主眼に想定される整備箇所で、いったん整備がされた後では改修等による整備が困難であり、新築等の機会に整備しておくことが望ましい箇所について整備項目として設定し、**守らなければならない整備基準**を定めています。

しかし、守らなければならない整備基準のみを示すと整備の水準が低位に固定されるおそれもあり、また理想的な水準のみでは事業者の理解が得られず現実的に整備が進まないことにもなりかねません。このため、守らなければならない整備基準に加え、「バリアフリー法に基づく移動等円滑化誘導基準」や「富山県住みよい福祉のまちづくり整備指針」で示されたより質の高い整備を進める場合には欠かせない事項については、「**誘導基準**」及び「**計画・設計上の配慮事項**」として取り上げました。

(2) 整備基準規定の種類

整備基準は整備対象箇所の定めるべき基準の内容に応じて、次の3つの方法により規定しています。

①仕様書的規定

車いすと人がすれ違えるようにするなど出入口、廊下、階段等の施設に要求される性能及び当該性能に対応するこれらの施設の規格が車いすの規格等との兼ね合いで一律に定まる場合には、当該規格等から決まる寸法を仕様書的に規定しています。

- (例)
- ・出入り口の幅は、80cm以上とする。
 - ・車いす使用者用の席の幅を90cm以上、奥行きを120cm以上とする。

②要求性能規定

施設に要求される性能を満たす様々な選択肢がある場合は、詳細な基準を設けるとかえって整備促進の妨げとなるおそれがあります。また、仕様書的な規定が硬直的に運用された場合は、使いやすい施設を整備しようとする設計者の創意工夫が生かされないおそれもあります。このため、施設整備の詳細にわたる部分の規定については、要求性能を規定するにとどめ、要求性能を満たす具体的な仕様の例などを整備マニュアル等に示し、周知を図るものとしています。

- (例)
- ・移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。
 - ・かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

③提案可能規定

代替的な措置が考えられるものについては、代替的な措置が可能であることを明記し、生活関連施設の設置者や設計者による様々な工夫を疎外しないようにするものとしています。

- (例)　・視覚障害者移動等円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
- ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 整備基準の適用箇所

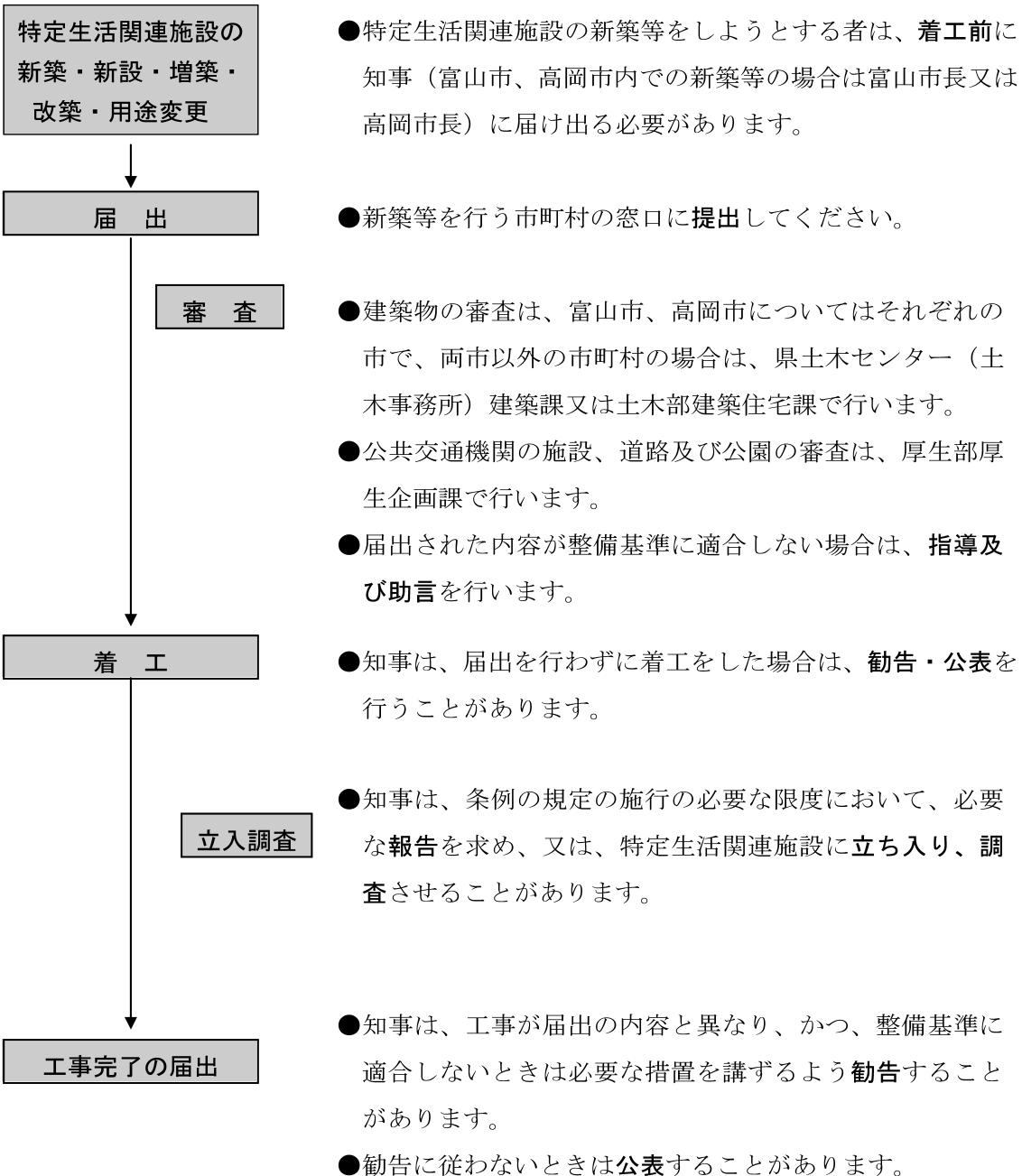
建築物に関して、バリアフリー法の義務基準が適用されるのは「不特定多数の者が利用する部分」に限りますが、条例の整備基準が適用されるのは「不特定多数の者が利用する部分」に限らず、「多数の者が利用する部分」（事務所、バックヤード部分等）までが対象範囲となっています。

また、増築や用途変更の場合は、当該増築等部分及び敷地の入り口から当該増築等部分までの経路が対象範囲となります。

高齢者、障害者等の社会参加の促進、雇用の機会確保のためだけでなく、誰もがどんなときでも利用できるように配慮した、人にやさしい施設整備が望まれます。条例の届出義務がない施設もありますが、条例の主旨をご理解いただき、届出の有無にかかわらず、本条例の基準に基づいた整備に努めてください。

5 手続き

(1) 特定生活関連施設の新築等を行う場合の手続き



(2) 適合証の交付

適合証の交付請求

適合証の交付

- 生活関連施設が整備基準に適合しているときは、**適合証**の交付を請求することができます。
- 適合証は棟単位の扱いとなります。既存施設の増築の場合
は、既存部分も含め適合状況を審査します。
- 知事は、生活関連施設が整備基準に適合していると認め
られるときは適合証を交付します。

6 生活関連施設整備基準適用一覧表

(1) 建築物

整備項目	整備箇所	整備基準	生活関連施設	1 学校	2 病院又は診療所 「1」のうち、盲学校、聾学校	3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	4 集会場又は公会堂	5 展示場	6 卸売市場又は百貨店、マーケットその他のお店舗を営む店	
				特定生活関連施設 (m ²)	すべて	病室を有するものすべて	1,000~	すべて	1,000~	500~
1 経路	(1) 経路	① 移動等滑化経路の設置 ② 階段又は段は設けない (2,000m ² 未満の施設及び傾斜路又は昇降機を併設する場合を除く)	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	(1) 移動等滑化経路の設置 ① 幅の確保 (80cm以上) ② 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 ③ 滑りにくい表面仕上げ ④ 点状ブロック等 (階段又は傾斜路の上端近接部) ⑤ 幅の確保 (120cm以上) ⑥ 車いす転回スペースの確保 (50m以内毎) ⑦ 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 ⑧ 手すり (勾配1/12超又は高さ16cm超) ⑨ 滑りにくい表面仕上げ ⑩ 識別しやすい路面 ⑪ 点状ブロック等 (傾斜路の上端近接踊場) ⑫ 幅120cm以上 (階段に併設時は90cm以上) ⑬ 勾配1/12以下 (高さ16cm以下は1/8以下) ⑭ 踊場設置 (高さ75cm毎、踏幅150cm以上)	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	(2) 出入口	① 幅の確保 (80cm以上) ② 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	(3) 廊下等	① 滑りにくい表面仕上げ ② 点状ブロック等 (階段又は傾斜路の上端近接部) ③ 幅の確保 (120cm以上) ④ 車いす転回スペースの確保 (50m以内毎) ⑤ 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	(4) 傾斜路	① 手すり (勾配1/12超又は高さ16cm超) ② 滑りにくい表面仕上げ ③ 識別しやすい路面 ④ 点状ブロック等 (傾斜路の上端近接踊場) ⑤ 幅120cm以上 (階段に併設時は90cm以上) ⑥ 勾配1/12以下 (高さ16cm以下は1/8以下) ⑦ 踊場設置 (高さ75cm毎、踏幅150cm以上)	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	(5) エレベーター (延べ床面積2,000m ² 以上)	① かごは各階に停止 ② 出入口幅 (80cm以上) ③ かごの構造 ④ 乗降ロビーの構造 ⑤ 案内装置 ⑥ 制御装置 ⑦ 出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡 ⑧ 手すり ⑨ 多数の者又は主に視聴覚障害者の利用の建築物	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	(6) 特殊な構造等のエレベーター (延べ床面積2,000m ² 以上)	H12建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	(7) 特殊な構造等のエスカレーター (延べ床面積2,000m ² 以上)	2枚以上の踏段、定格速度30m毎分以下、車止め	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	(8) 敷地内の通路	① 滑りにくい表面仕上げ ② 段の構造 (手すり、識別) ③ 溝ぶたの構造 ④ 傾斜路の構造 (手すり、識別、積雪時の配慮) ⑤ 幅の確保 (120cm以上) ⑥ 車いす転回スペースの確保 (50m以内毎) ⑦ 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	(1) 廊下等	滑りにくい表面仕上げ	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	(2) 階段又は傾斜路の上端近接部	点状ブロック等の敷設	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
3 階段	(1) 階段	① 回り階段でない ② 滑りにくい表面仕上げ ③ 識別しやすく、つまづきにくい構造	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	(1) 階段 (2) 踊場以外の部分 (3) 段の上端近接踊場	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	(2) 踊場以外の部分	手すりの設置	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	(3) 段の上端近接踊場	点状ブロック等の敷設	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

●印は整備対象項目

網掛け部分はバリアフリー法と共に整備対象項目

●印は整備対象項目

網掛け部分はバリアフリー法と共に整備対象項目

整備項目	整備箇所	整備基準	生活関連施設	1 学校	2 病院又は診療所 「1」のうち、 又は養護学校 盲学校、聾学校	3 劇場、観覧場、映画館又は演芸	4 集会場又は公会堂	5 展示場	6 卸売市場又は百貨店、マーケット その他物品販売業を営む店	
				特定生活関連施設 (㎡)	すべて	すべて	病室を有するものすべて	1,000~	すべて	1,000~
4 階段に代わり設ける傾斜路等	(1) 傾斜路	① 滑りにくい表面仕上げ ② 識別しやすい路面	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	すべて	すべて	病室を有するものすべて	1,000~	すべて	1,000~	500~
	(2) 勾配が1/12を超える部分	手すりの設置	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●							
	(3) 傾斜の上端近接躊躇場	点状ブロック等の敷設	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●							
5 便 所	(1) 主に高齢者、障害者等が利用する建築物、2,000㎡以上の建築物、公衆便所	① 車いす使用者用便房の設置 ② オストメイト対応水洗器具	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	すべて	すべて	病室を有するものすべて	1,000~	すべて	1,000~	500~
	(2) (1)以外の建築物に設けられる1以上の便所	腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房の設置	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●							
	(3) 男子用小便器のある1以上の便所	① 床置式小便器等の設置 ② 手すりの設置(主に高齢者、障害者が利用する建築物)	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●							
6 客室等	社会福祉施設等(2,000㎡以上)又はホテル若しくは旅館(5,000㎡以上若しくは客室の総数が50以上)の1以上の客室等	① 出入口の幅の確保(80cm) ② 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 ③ 車いす使用者に支障となる段がない ④ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる床面積の確保 ⑤ 車いす使用者等対応便所の設置等 ⑥ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる浴室の設置等	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
7 客 席	(1) 固定式の客席を設ける場合の1以上の客席	① 車いす使用者用席の確保(幅90cm×奥行き120cm) ② 床の水平の確保	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	すべて	すべて	病室を有するものすべて	1,000~	● ●	● ●	● ●
	(2) 車いす使用者用席に至る1以上の通路	① 幅の確保(120cm以上) ② 傾斜路の構造(1/12以下、滑りにくい仕上げ)	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●					● ●	● ●	● ●
8 案内表示	(1) 移動円滑化エレベーター、便所、駐車場への標識設置	① 高齢者、障害者等の見やすい位置 ② 内容が容易に識別(JIS適合)	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	すべて	すべて	病室を有するものすべて	1,000~	● ●	● ●	● ●
	(2) 移動円滑化エレベーター、便所、駐車場の案内板設置	設置場所、高さ、文字の大きさ等に配慮	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●					● ●	● ●	● ●
	(3) 移動円滑化エレベーター、便所の視覚障害者用案内設備	点字、文字等の浮き彫り、音による案内等	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●					● ●	● ●	● ●
	(4) 避難用誘導灯(設ける場合)	点滅型誘導音装置付誘導灯の設置等	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●					● ●	● ●	● ●
9 駐車場	(1) 車いす使用者用駐車施設(機械式駐車場を除く)	① 車いす使用者駐車施設の設置 ② 出入口に近い設置場所 ③ 幅の確保(350cm以上)	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	すべて	すべて	病室を有するものすべて	1,000~	● ●	● ●	● ●
	(2) 駐車場内の通路	① 滑りにくい表面仕上げ ② 段の構造(手すり、識別) ③ 溝ぶたの構造	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●					● ●	● ●	● ●
	(3) 傾斜路	① 手すりの設置 ② 識別しやすい路面 ③ 積雪時における配慮	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●					● ●	● ●	● ●
10 敷地内通路	(1) 敷地内の通路	滑りにくい表面仕上げ	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	すべて	すべて	病室を有するものすべて	1,000~	● ●	● ●	● ●
	(2) 段	段の構造(手すり、識別)	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●					● ●	● ●	● ●
	(3) 排水溝の溝ぶた	つえ、車いすに支障のないこと	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●					● ●	● ●	● ●
	(4) 傾斜路	① 手すりの設置 ② 識別しやすい路面 ③ 積雪時における配慮	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●					● ●	● ●	● ●
11 案内設備までの経路	視覚障害者移動等円滑化経路(多数の者が利用するもの、主に視覚障害者が利用するもの)	① 視覚障害者移動等円滑化経路の設置 ② 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 ③ 点状ブロック等の敷設(車路に接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分)	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

●印は整備対象項目

網掛け部分はバリアフリー法と共に通の整備対象項目

●印は整備対象項目

網掛け部分はバリアフリー法と共通の整備対象項目

(2) 公共交通機関の施設

整備項目	整備箇所	整備基準	公共交通機関の施設
7 乗降場	乗降場	① 滑りにくい表面仕上げ	●
		② 転落防止柵の設置	●
		③ 点状ブロック等の敷設	●

(3) 道路

整備項目	整備箇所	整備基準	公共交通機関の施設
歩道	歩道	① 滑りにくい表面仕上げ	●
		① 幅の確保 (200cm 以上)	●
		③ 段差の切り下げ	●
		④ 切り下げ部分の勾配 (8／100 以下)	●
		⑤ 溝ぶたの構造	●
		⑥ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	●
		⑦ 除排雪しやすい構造	●

(4) 公園

整備項目	整備箇所	整備基準	公共交通機関の施設
1 出入口	1 以上の出入口	① 幅の確保 (120cm 以上)	●
		② 段差の制限	●
2 園路	出入口から主要な施設に至る 1 以上の園路	① 滑りにくい表面仕上げ	●
		② 幅の確保 (120cm 以上)	●
		③ 縦断勾配 4%以下、最大縦断勾配 8%以下	●
		④ 水平部分の設置 (150cm 以上)	●
		⑤ 溝ぶたの構造	●
		⑥ 段の構造	●
		⑦ 傾斜路等の構造	●
		⑧ 点状ブロック等の敷設	●
3 案内表示	主要な案内板等	高さ、文字の大きさ等表示への配慮	●
4 駐車場	車いす使用者用駐車施設	① 車いす使用者用駐車施設の設置	●
		② 出入口に近い設置場所	●
		③ 幅の確保 (350cm 以上)	●
		④ 車いす使用者用の表示	●

